

# 金山小学校いじめ防止基本方針（概要版）

## 1 はじめに（いじめの定義及び本校の基本認識）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章総則 第2条より）

本校では、いじめは「どの子どもにも起こりうる」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、学校内外の関係者との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

好意から行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応・対処することも視野に入れる。

なお、いじめが解消している状態とは、次の（1）（2）条件を満たすものとする。

（1）「いじめに係わる行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが、相当期間（少なくとも3か月以上）継続していること。

（2）「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人およびその保護者との面談等により確認するものとする。

## 2 いじめ防止等のための取組

- ① 一人一人が活躍でき、相手の考えを受け止めて共に学び合い、高め合う授業づくり・学級づくりに努める。
- ② 「思いやり」や「基本的な生活習慣」、「生命尊重」を軸とした道徳の授業の充実を図る。
- ③ 日常の学校生活、児童が主体的に取り組む児童会活動、様々な学校行事（運動会・修学旅行・学習発表会等）を通して、いじめに向かわない心を育てる。
- ④ ストレスの度合いを確認できるアンケートや、悩みの教育相談を実施する。

- ⑤ 授業でネット利用にかかわるスキルトレーニング等を取り入れるとともに、情報モラルについて考える場を設定する。
- ⑥ 日頃から正しい言動を取り上げ、深く考えさせ、価値付ける。
- ⑦ 全教育活動を通じて目標や目的を明確にし、一人一人が達成感を持てる取り組みを行うとともに、自分の頑張りを振り返る時間の充実を図る。

〈組織〉※ いじめを発見した際には、まず、校内の「いじめ防止対策委員会」で協議し、組織的な対応を行う。

#### 【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係主任、関係担任、養護教諭、その他

### 3 早期発見の在り方

- ① 全教育活動を通じて児童に寄り添う姿勢を大切にし、児童との信頼関係を深めるように努め、悩みを打ち明けやすい人間関係を築く。
- ② 授業だけでなく、休み時間や放課後などの児童の様子に対してきめ細かく目を配り、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ Q-Uを利用して、学級での人間関係を把握し、気になる児童がいる場合には、声をかけたり、悩みを聞いたりするなど支援する。
- ④ 個人生活ノート、個人面談、家庭訪問等からの情報を把握する。
- ⑤ 定期的な無記名式アンケート調査を行い、児童の悩み等を受け止める。

### 4 いじめに対する措置

#### (1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見したり通報を受けたりしたときは、特定の教職員で抱え込まず、必ず生徒指導主任等を通して管理職に報告し、組織的に対応する。
- ② 十分な配慮のもと、被害児童に、いじめの有無の確認を行う。
- ③ 訴えが軽微と思われる事案であっても、きちんと受け止め迅速に対応する。
- ④ 児童がいじめを否定したとしても、本人の言動や周りの児童との関わりに目を配り、状況を把握し、次の対応について「いじめ防止対策委員会」で確認する。
- ⑤ 被害児童の訴えにじっくり耳を傾け、丁寧に事実を確認する。
- ⑥ いじめが犯罪行為と認められるときは教育委員会、警察等と相談して対処する。
- ⑦ 一定の解消が見られたとしても、継続して見守り、様子の変化を敏感に捉えるように心がける。

## (2) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

### 〈被害児童への支援〉

- ① 「あなたを守り抜く」ことを本人に伝え、解決するまでその方針を貫くとともに、被害児童の安全・安心を確保する。
- ② 被害児童の話をよく聞きながら、「かけがえのない存在」であることを伝える。

### 〈加害児童への指導〉

- ① 教育的配慮を第一とし、謝罪や責任を形式的に問うことのないようにする。
- ② いじめの行為に対しては、毅然とした態度でその非に気付かせ、相手の痛みを理解できるように指導する。
- ③ 必要に応じて、出席停止も視野に入れ、教育委員会と協議する。

## (3) 被害・加害児童の保護者への対応

### 〈被害児童の保護者への対応〉

- ① 保護者へ事実関係を伝え、情報を共有する。
- ② 被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるように守り抜くことを伝え、不安を取り除く。また、解決までの学校の方針や流れについて説明する。

### 〈加害児童の保護者への対応〉

- ① いじめの事実を保護者に伝え、保護者の理解や協力を得る。その際、いじめの非に関しては毅然としつつ、加害児童の立ち直りを目指した支援について知恵を出し合う姿勢で対応にあたる。

## (4) 集団へのはたらきかけ

- ① 当事者だけの問題でなく、所属集団全体の問題として捉え、話し合いを通していじめ根絶や支え合う集団づくりについて改めて深く考えさせる。

## (5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上のいじめの疑いが発生した場合、その事実を早急に確認し、被害児童を保護し、あわせて加害児童・保護者へは、情報拡大を防ぐ指導を確実に行う。
- ② 必要に応じ、地方法務局や警察署に協力依頼や通報をし適切な支援を求める。

## 5 重大事態への対処

### 〈重大事態と想定されるケース〉

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品などに重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより相当の期間欠席が余儀なくされている場合

### 〈組織の構成〉

- ※ 具体的な調査組織の主体と構成員に関しては、教育委員会の指示を仰ぐ。
- ※ 組織の構成や調査については、被害児童の保護者の意向を十分尊重する。

## 6 校内研修

### (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめ防止等に係る校内研修を定期的を実施し、気になる児童の生活状況や活動の様子等の情報交換を行う。
- ② 特に、「Q-U結果を生かした学級づくり」や「道徳授業の充実」などについての研修を実施し、いじめの未然防止に努める。

## 7 学校評価と教職員評価

### (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ① いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織対応、再発防止等の取組状況について評価する。
- ② 児童、保護者を対象に、いじめ防止等の取組に対する評価アンケートを行い、その取組の改善に努める。
- ③ P T Aや学校運営協議会等による、学校がいじめ防止等の取組に対する評価を行い、率直な考えや意見を受け入れ、いじめ防止をさらに推進していく。

### (2) 家庭や地域との連携について

- ① 保護者や学校運営協議会等によるいじめ防止等の取組に関する評価結果を、学校便り等を通じて保護者、地域に伝える。